

回答書

件名 一般競争入札による市有財産の貸付（土地：札幌市中央区北4条西18丁目9番）

番号	質疑内容	回答	回答日
1	参加申込書に押印は必要でしょうか。	応募申込手続における参加申込書は押印不要です。	12月8日
2	入札や契約は弊社代表者名で行いますが、開札には弊社社員が参加予定です。その場合、委任状は必要でしょうか。	入札書の作成権限を委任しない場合において、入札者以外が開札日当日の立会いを希望するときは、委任状の日付を開札日の日付で作成し、開札日当日持参してください。	12月8日
3	電源引き込みポールの残置は可能でしょうか	貸付契約書第18条により借受人は貸付物件を原状回復した上で札幌市に返還する必要があるため、電源引き込みポールは残置できません。	12月12日
4	月極の利用は引き継げるのでしょうか	札幌市と借受人の間では土地の貸付契約のみを締結しております。借受人が利用者と締結している契約については、札幌市は関与しておりません。	12月12日
5	最低貸付価格は税別でしょうか また課税対象という認識でよろしいでしょうか	本件は土地の貸付契約であり非課税となります。	12月12日
6	周辺店舗提携等 引き継がなければならない事項はありますでしょうか	札幌市と借受人の間では土地の貸付契約のみを締結しております。借受人が利用者と締結している契約については、札幌市は関与しておりません。	12月12日
7	現在の賃料開示をお願いします	札幌市と借受人の間に締結している現行の貸付契約は、契約期間を令和5年4月1日から令和8年3月31日までとしており、貸付料は66,197,520円（年額22,065,840円）となります。 なお、札幌市と借受人の間では土地の貸付契約のみを締結しております。借受人が利用者と締結している契約については、札幌市は関与しておりません。	12月12日
8	直近2年間の売上並びに入出庫台数の開示をお願いします	札幌市と借受人の間では土地の貸付契約のみを締結しております。借受人による駐車場運営に係る売上及び入出庫台数については、札幌市は把握しておりません。	12月12日
9	出入口が交差点から5m以上離れていないため駐車場法の届出駐車場の要件には当てはまらないという認識でよろしいでしょうか 全部時間貸しでは運用不可という認識です	駐車場の設置や維持管理に関する規定等については、関係機関等の窓口を確認をお願いします。なお、駐車場法の届出駐車場の要件については、札幌市まちづくり政策局総合交通計画部交通計画課（TEL：011-211-2275）が所管しております。	12月12日